

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年7月6日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 1 号>

開会の日時

年月日 平成23年 7 月 6 日 水曜日
開 会 午後 7 時33分
散 会 午後 7 時38分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 審査日程について
- 2 県外視察調査について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君
委 員	渡久地	修	君
委 員	前 島	明 男	君
委 員	玉 城	義 和	君

委員外議員 なし

欠席委員

玉 城 満 君

○玉城ノブ子委員長 4月1日に沖縄県議会委員会条例が改正され、本委員会の所管が変更されましたので、御参考までに変更後の本委員会所管事務調査事項を配付しております。

ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

審査日程について、事務局より説明させます。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別紙審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、所管変更分について、審査方法について協議し、新規陳情と同様に審査することに決定した。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

所管変更分については、新規陳情と同様に審査することに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、県外視察調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加及び県外視察調査について協議し、視察を行う旨決定した。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、視察は必要との意見の一致を見ましたので、本委員会所管事務調査事項農林水産業について及び商工業についてに係る県外視察調査については、議案に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

県外視察調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程等について協議し、委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程等につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに、御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明 7月7日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子